

【助成要綱】

【趣 旨】

本助成事業は、近年、地域の子どもたちを取り巻く福祉課題がますます多様化している現状をふまえ、大阪市内における子どもの貧困や虐待の防止の活動を推進することを目的として実施するものであり、大阪市内に本社を有する企業からのご寄付を原資として、以下の事業に助成を行います。

【1】子どものための施設、団体等に対する助成

【2】自立応援給付金助成

尚、助成事業の対象であれば両方の助成申請を行うことができます。

【1】子どものための施設、団体等に対する助成

《事業の対象》

- (1)大阪市内に所在する児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設を対象とします。
- (2)大阪市内において活動する里親会等里親支援を行う団体、ひとり親家庭など困窮している子どもと家族のための支援を行う団体(*)で、「本当に支援が必要な子ども達に届く助成先」と認められる団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体を含む)を対象とします。

(*)「子どもの貧困や虐待防止」のための施設、団体の例示

- ・要援護世帯等の子どもの居場所づくり、こども食堂支援を行う団体
- ・子どもの虐待防止活動を行う団体
- ・生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等経済的支援を行う団体
- ・就学援助、奨学金支援、学習支援等を行う団体(貧困、生活困窮を理由とするものに限る)
- ・ヤングケアラーへの支援を行う団体
- ・子ども支援活動において先駆的、モデル的な活動を行う団体
- ・その他、困窮している子どもと家族のための支援を行う団体

《想定される活動内容例》

- ＜1＞虐待を受けた子どもの心のケア
- ＜2＞地域との連携・地域貢献活動
- ＜3＞自立に向けた独自プログラムの作成・実施
- ＜4＞退所時の進学・生活支援
- ＜5＞貧困の連鎖防止につながる親の就業支援
- ＜6＞子どもの処遇環境改善
- ＜7＞子ども食堂に関する事業
- ＜8＞ヤングケアラーへの支援事業、広報事業
- ＜9＞新型コロナウイルス感染防止対策
- ＜10＞その他の独自事業

※上記以外の活動が対象外というわけではありませんが、できるだけ施設・法人団体としての独自性のある活動および子どもへの直接的な支援につながる活動に対して助成したいという意向がありますので、その点にご留意ください。

《対象費目》

- (1)拠点整備費
- (2)備品整備費
- (3)会場費・会議費
- (4)講師謝礼、謝金
- (5)旅費交通費
- (6)通信運搬費
- (7)印刷消耗品費
- (8)業務委託費
- (9)人件費
- (10)その他、上記の《想定される活動内容例》に沿った費目

※ ただし、以下の費目については対象としない。

- ・団体の活動維持が目的であると判断されるもの
- ・子どもの貧困及び虐待防止等に係る事業に直接関わると判断できないもの

《助成による事業実施期間》

令和6年4月～令和6年12月末までに実施される活動を原則とします。

《助成額》

1施設、1団体あたり 100,000 円からの申請を受け付け、対象費目が(1)拠点整備費、(2)備品整備費のみで構成される事業についての上限金額は 1,500,000 円とし、施設整備以外の子どもへの直接的な支援事業の上限金額は 2,000,000 円とします。事業実施にともない申請額を超えた使用の場合は自己負担となります。

助成率は、事業費総額の 100%以内とします。

※先駆的、モデル的な子ども支援の活動に期待します。

※複数の施設を運営している法人の場合は、施設相互間での助成要望額の調整は不可とし、1施設で完結する活動への助成とします。

※児童養護施設における分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設、乳児院における分園型小規模グループケアについては、本園と同一会計区分に属する場合はあわせて1施設として扱います。

【2】自立応援給付金助成

《事業の対象》

大阪市内に所在する児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、市外であっても大阪市の子ども達を受入れている社会福祉施設を対象とします。

高等学校を卒業する(した)生徒への進学支援事業であり、施設が支援を行う生徒で、大学、短期大学、専門学校、職業訓練校等へ進学を希望する生徒への進学に係る費用を助成します。

対象者は大阪市内の児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、市外であっても大阪市の子ども達を受入れている施設からの推薦を受けて選定を行います。

既に退所していても在籍歴があれば対象とします。

施設に本会が助成を行い、施設を通じて対象者への助成を行います。

《想定される活動内容例》

入退所時、退所後の進学・生活支援

《対象費目》

- (1) 入学金
- (2) 受験料(進学のための模試の費用も含む)
- (3) 教材費
- (4) 交通費(試験会場までの交通費も申請可)
- (5) 整容準備費(進学に係わるスーツ、所定の着衣の購入費等)
- (6) その他の支度金等(具体的に記入)

《助成による事業実施期間》

令和6年4月～令和7年3月初旬までに実施される活動を原則とします。
申請書に記入した実施日に即し、事業実施後は直ちに報告を行うこととします。
報告書の最終提出日は令和7年3月14日(金)までに本会必着とします。

《助成額》

生徒1人あたり、上限200,000円とします。下限は10,000円からの申請とします。
各施設の上限はありません。
但し、今年度の助成枠は20人程度を想定しており、申込み多数の場合は希望額に添えない場合もございます。
事業実施にともない申請額を超えた使用の場合は自己負担となります。

【助成申請受付期間】

令和6年9月2日(月)から9月20日(金)まで

- ・ **【1】子どものための施設、団体等に対する助成に申請の場合は**、「令和6年度 地域の子どもの福祉のための助成申請書」(様式1-1)並びに下記添付書類を本会に提出してください。
 - ・ **【2】自立応援給付金助成に申請の場合は**、「令和6年度 自立応援給付金助成申請書」(様式1-2)並びに下記添付書類を本会に提出してください。
- ※押印は不要とします。申請書は、WordまたはExcelで作成していただき、データで提出(送信)してください。添付書類は、郵送してください。

◎添付書類(郵送により提出してください)

- ・ 定款または団体の会則
- ・ **【1】子どものための施設、団体等に対する助成に申請の場合は**「令和6年度 地域の子どもの福祉のための助成申請事業の収支見込み」(様式2-1)
(上記、《対象費目》のうち、(1)拠点整備費・(2)備品整備費が含まれる場合は見積書・カタログ等(申請段階では一業者の見積りで可、インターネットの販売サイトの画面の印刷でも可)を提出してください)
※対象費目単位に、積算根拠を明示して記載してください。
- ・ **【2】自立応援給付金助成に申請の場合は**「令和6年度 自立応援給付金助成申請書集計表」(様式2-2)

【助成の決定について】

令和6年10月初旬に文書で通知します。

【助成事業の報告書の提出及び助成金の送金について】

【1】子どものための施設、団体への助成 事業終了後1ヶ月以内
報告書の最終提出日 令和7年1月24日(金)まで【必着】

【2】自立応援給付金助成 事業終了後1ヶ月以内
報告書の最終提出日 令和7年3月14日(金)まで【必着】

・指定の様式により、法人名、施設名、活動名称、活動の目的、活動の対象者と対象人数、助成金の使途内訳、具体的な活動内容を、事業の決算報告と活動写真を添えて、本会に提出してください。本会で確認のうえ、助成金を指定の口座に送金します。

・なお、本会に提出された報告は、中央共同募金会を通じて、寄付者に報告されます。

できるだけ、子どもたちからのありがとうメッセージ(寄せ書き)や写真、活動レポートなど視覚的に活動内容がわかるような資料を提出してください。(プライバシー保護には十分ご注意ください)

※様式については、後日メールで送付します。

※共同募金会またはご寄付先企業へのお礼状の提出をお願いする可能性があります。その場合も別途お知らせします。

＜問合わせ先・書類提出先＞

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54

大阪社会福祉指導センター2F

TEL 06-6762-8717 FAX 06-6762-8718

E-mail ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

受付は、祝・祭日を除く月～金曜日の9:00～17:30